

Title	経済政策の目的論的観察
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.12 (1935. 12) ,p.1817(61)- 1842(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19351201-0061
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19351201-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(42) Feller, A.: Die Konjunktur-Periode 1907-1913 in Deutschland. Jena, 1914. S. 33.

(43) Ebenda. S. 33.

附記 筆者は、本来獨占の景氣變動への反作用を理論的に研究することによつて、統制經濟の景氣變動への作用を探究せんと企圖してゐる。そして本稿に於ては、この理論的研究への序説として、右の問題に關する諸學說の今日に至る迄の發展を略述する豫定で執筆した。然るに既に意外の頁數を要して終つた爲に、本稿は學說の第二期の發展段階、即ち大戰前迄の發展を説明するにとどめざるを得なかつた。次の機會に第三期、即ち大戰後の發展を説明する。この點讀者の寛恕を乞ふ。

(一九三五、十一、十五、稿下)

- (44) ...
- (45) ...
- (46) ...
- (47) ...
- (48) ...
- (49) ...
- (50) ...
- (51) ...
- (52) ...
- (53) ...
- (54) ...
- (55) ...
- (56) ...
- (57) ...
- (58) ...
- (59) ...
- (60) ...
- (61) ...
- (62) ...
- (63) ...
- (64) ...
- (65) ...
- (66) ...
- (67) ...
- (68) ...
- (69) ...
- (70) ...
- (71) ...
- (72) ...
- (73) ...
- (74) ...
- (75) ...
- (76) ...
- (77) ...
- (78) ...
- (79) ...
- (80) ...
- (81) ...
- (82) ...
- (83) ...
- (84) ...
- (85) ...
- (86) ...
- (87) ...
- (88) ...
- (89) ...
- (90) ...
- (91) ...
- (92) ...
- (93) ...
- (94) ...
- (95) ...
- (96) ...
- (97) ...
- (98) ...
- (99) ...
- (100) ...

經濟政策の目的論的觀察

氣 賀 健 三

- 一 目的論的觀察の必要
- 二 價値判斷の論理的性質
- 三 目的の主観性
- 四 經濟政策の究極目的

一 目的論的觀察の必要

吾々人間の生活が常に何等かの目的を實現せんとしつゝある生活であること、略言すれば合目的的生活であることとは何人と雖も否み難い事實である。全く無目的の行爲といふものは想像し得ない。而して人間の目的行爲の結果として無數の社會現象が発生する。吾々自身は又其生活に於て常に此等の現實を経験して居る。吾々の認識は斯くの如き經驗を其對象とする。經驗を外にしては如何なる認識と雖も不可能であることは疑ひ無い。(註一)。

註一、我々のあらゆる認識は經驗と共に始まるといふことには何の疑も存しない。何となれば認識能力は對象に依らずして何に依つてその働きを始めるやうに喚び覺されうるであらうか、對象は我々の感能を觸發して、一方に於ては自ら表象を作り、他方に於ては我々の悟性活動を働かしめて、表象を比較し、連結し、或は分離せしめ、而して素材なる感性的印象

經濟政策の目的論的觀察

六一 (一八一七)

象を改造して對象の認識即ち經驗たらしむるものである。(カント、純粹理性批判緒言、天野貞祐譯、岩波文庫版、五五頁) 經驗的科學の任務は其認識の對象たる此經驗を何等かの方法に依つて説明し、判斷することに在る。此際經驗其物を直接に觀察し、之を其儘の姿に於て記述することは全く不可能である。蓋し經驗的現象其物は無限に多様であり、雜然として居り、何等の論理的性質を備へて居らぬ。吾々は認識の目的に應じて、此經驗的對象の或一面を抽象し、一定の論理的統一を與へて以て之を認識對象に整頓せねばならぬ。社會科學の對象の此認識論的規定に就ては既にリッケルトやマックス・ウェーバー等が明瞭に説明し、最近は殆ど一般の定説となつて居るの觀があると言つてよ。(註二)

註二、例へば、M. Weber, Die Objektivität sozialwissenschaftlicher u. sozialpolitischer Erkenntnisse "im" Gesamtheit Aufsätze zur Wissenschaftslehre S. 161. 以下、Amann; Objekt u. Grundbegriffe der Theoretischen Nationalökonomie. S. 21 以下参照

所で、此等の經驗的事實、社會現象を觀察する見方としては、二つの種類が根本的に相對立すると思はれる。それは因果的觀察と目的論的觀察である。前者は與へられたる認識對象を原因と結果との關係に於て説明すること、換言すれば、マックス・ウェーバーの言葉を借用するならば、吾人の經驗する文化現象を、或一定の文化價值に關係せしめ、以て其論理的因果關係を究明する見方である。(註三)。

註三、文化とは、吾人が無數に唯々存在する所の森羅萬象の中から、人間の立場より或種の意義と價值とを附して取出したものを指す。總て文化科學の先驗的前提は、吾人が一定の文化又は免に角何でも文化をば價值あるものと見て居ることにあるのではなく、吾人が文化人であること、意識的に萬象に對して觀察を行ひ、之に或意義を與ふる能力と意志とを備へて居ることに在るのである。(ウェーバー、同書、二八〇頁)

之に對し目的々見方といふのは、前者の場合の如く認識對象をば、既に與へられたものとして觀察するのでなく、反對に、論理上、將來に向つて作用する可きものとして見る見方である。換言すれば吾人の有する何等かの目的に従つて社會現象を支配しやうといふ意思を以て之を觀察せんとするのである。此見方は、吾々の行爲、吾々の生活が常に必ず或目的に向つて進む積りで演ぜられて居る事を確信するならば必ず存せざるべからざる見方である。(註四)

註四、詳しくは拙稿、三田學會雜誌二十九卷四號、昭和十、四、所載参照。又 R. Sammler, Wirtschaft u. Recht. S. 335

以下参照。

因果的觀察に在つては與へられたる對象の客觀的な因果關係を明にすることが問題になるのであるが、目的論的觀察に在つては與へられたる對象をば支配する其指導的規準を明にすることが問題に爲る。略言すれば如何に在るかが前者の解答すべき問題であるに對し、如何に在るべきかの指針を示すのが後者の任務となるのである。前者の判斷を経験的判斷又は論理的判斷と呼ぶならば、後者の判斷は價值判斷と稱することが出来るであらう。

前者即ち經驗的判斷は純粹に客觀的な判斷であり、其限りに於て(註五)何人に對しても普遍性と必然性を要求し得るものであるが、後者即ち價值判斷は、其判斷の標準たる究極目的が之を選定するもの、主觀に依存する以上、必ずや主觀的性質を帯びざるを得ない。此處に於て或者は其れが普遍妥當性を有しないといふ理由で以て、科學たる性質に背反するもの、科學たる資格を備へざるものと説く。

註五、現實の經驗的對象の中から科學の認識對象を選び出す爲に、何等かの價值理念を持つて來ることが必要な事は上述した通りである。此價值理念に據つた見地から因果的觀察を爲す時に科學が成立するのである。如何なる價值理念を選び出すかは、然るに觀察を施すもの、主觀に依存する。此點に於て文化科學の認識は主觀的前提に結び付いて居ると言はねば

ならぬ。併しながら、認識其物は飽くまで純粹に因果的である。それは自然現象の認識と何等變る所は無い。故に認識對象を關係せしむる所の價值が主觀的なものであるといふことは、文化科學的研究が其結論に於て主觀的であること、即ち或者には妥當し他の者には妥當しないといふ意味で主觀的な結果を生む」といふ推論を齎らす所以とはならぬ。(M. Weber, 前掲書一八三—一八四頁) 文化科學的認識が客觀的な普遍妥當性を有する經驗判斷又は論理的判斷であるといふ意味を了解する爲にはこれだけの事を理解して置く必要があらう。

例へば、嘗てゾムバルトは維納の社會政策學會に於て催された『國民經濟の生産力』に關する討論の中で次の様に述べて居る。

「余は唯之の丈の事を述べたい。即ちあらゆる價值判斷は結局人間の個人的世界觀に端を發する。然るに個人的世界觀は常に形而上的基礎の上に立つものであり、經驗的世界の外部に横はる範圍に入り込む。科學的認識の測深鉛は此底深い世界觀までは届かぬ。吾人は此事實を可及的明白に表明し且つ確立せねばならぬ」と。(註六)

註六、Schriften des Verein für Sozialpolitik, 132, S. 568 569.

又同じ會議に於てマックス・ウェーバーは次の様に述べて居る。

「余は、科學的問題の中へ存在當爲を混入することは狂氣の沙汰であるといふことに就て余の友人ゾムバルト教授と意見を共にする。實に此事は社會政策學會が能く、效果ある方法を以て屢々處理し來つた所である」と。(註七)

註七、同書五八二頁。

之と同様の趣旨の事は茲に引用せる彼の論文「Objektivität...」の中でも詳細に述べてある。其他例へばゴットル、ポーレ、アドルフ・ウェーバー等何れも同様な意見を持つて居る。

世界觀が一箇の個人的見解であること、従つて之に基づく價值判斷が主觀的性質を帯びて居ることは確に疑ひない。それは經驗的判斷に見るが如き普遍性と必然性とを備へて居らぬ。併し斯るが故を以て目的論的見方は科學の領域に於ては許されぬものであらうか。

吾人は此點に關しては些か意見を異にし、「一研究の科學的性質は其研究結果の性質に依つて條件づけられるもので無く其取扱の方法、形式に依つて條件づけられるものである」(註八)といふアルベルト・ヘッセの意見に賛意を表するものである。ヘッセは次の如く論じて居る。

「結果の普遍的妥當性は、取扱の方法に依る許りで無く、對象の特性にも亦依存する。對象に依つては普遍的妥當性を有する結果を得る事の出來ぬ様なものもある。併し、斯るが故を以て初めから其觀察に對し科學たる性質を否認すべきではない。若しも普遍妥當性の結果を齎らす研究のみが科學的と見られるならば、或種の對象は科學的取扱の目的物たる範圍へ入り得ないであらう。併し科學的勞作の範圍は根本的に無制限である。科學の本質は真理の認識を強制するに在るので無く、個々のものを把握し理解すること、細目に秩序を與へること、雑多を統一することに在る。科學は經驗科學と等しいものではない。『事物』が科學の對象なので無く問題が其對象である。……科學は研究の結果が要求する所の妥當性は決して經驗の普遍妥當性にあるのでは無い。此普遍妥當性を欠く所の目的の綜合の中にも亦統一的秩序は有り得る」(註九)と。

註八、九、A. Hesse; Die Werturteile in der Nationalökonomie, im Jahrbücher f. Nationalökonomie und Statistik III. Folge

48. Bd. 1912, S. 197.

同じく又、フリッポヴィチは目的論的科學の必要に就て更に明瞭に述べて居る。吾々の理解を容易にする爲に次

に紹介する。即ちフィリップovichは曩に擧げた「國民經濟の生産力」に關する討議に於てゾムバルトやウエーバーの説に抗議して次の如く言ふ。

「若しも人あつて、理論的研究をば存在するものに限ることは、あるべき所のものに關する説明を不用ならしむると考へるならば、それは一箇の迷妄である。吾人は、人間の財貨供給の現状が何故に斯く／＼であるか：：を知る爲に且つ又其變更の條件を知らんが爲にこそ經濟關係の認識に進むのである。吾人は吾人の科學の對象を無計畫に選擇するのでは無い、それが役立つべき當の目的を顧慮して選ぶのである。：：吾人に取つて事實、經濟が日々のパンを供給すること、吾人が生活維持及び生活促進の爲の手段を經濟から得て居るといふことは、之は否定することの出來ぬ事實である。何となれば之を否定することは科學が正に研究せんとして居る經濟其物を否定することに爲るからである。併し若しそれが事實であるとすれば個々の經濟行爲、國民經濟の自由なる社會組織の相互作用が結局如何に人間の財貨供給に影響するかといふ問題は科學的な問題として殘存する。若しか諸君にして之が吾人の科學の任務——余の意見に依れば究極且つ最高の任務——たることを否定するならば、然る時は、諸君、此處に於ける吾人の演説は總て皆全く意義を持たぬであらうと」。

更に又曰く。
「吾人が昨日と今日傾聽した意見は、經濟現象の客觀的觀察に吾人の科學を限定し、其現象の變動をば、行爲する人間の動機に顧慮なく、觀察するものであり、又それは近年各種の經濟書の中に發表せらるゝ度數を著しく増加するに至つたものであるが、斯くの如く、經濟現象存立の必然性をそれ自身から抽出した場合には、斯る科學は到底吾人の科學的認識の欲求を満すことは出來ない。何となれば經濟は對象のみに基礎を置くものではない

からである。財貨が自ら生産を行つたり交換に従ふことの無い限り、此財貨との生産交換を行ふものが、精神と感情と感覺とを持つた人間である限り、科學的經濟學は量的概念の上に之を限定し得るものではない。

若しも諸君が經濟生活全體を科學的に理解せんと欲するならば、經濟の此主觀的方面を無視することを許されぬであらう。況して經濟生活の發展を理解せんと欲するに當つては尙ほ更許されることではない。(註一〇)。

註一〇 Philipovich, Schriften des Verein für Sozialpolitik, Bd. 132, S. 610-614.
是に由つて明なる如く、人間の生活が合目的的生活であることを容認する限り、之を理解する爲には目的論的觀察は是非とも必要である。因果的觀察は既に與へられたる現象に關して其由つて來たる所以を示し、其落入る可き必然的結末に就て合法的な説明を與へる。併しそれは飽くまで一面的觀察に止まり、人間生活の一切が此法則の下に完全に理解し得るものではない。此事は勿論人間の行爲の或物は因果的法則の支配下に屬せぬといふ意味ではない。因果法則と言ひ合目的的法則と言ひ何れもそれ／＼の見方から派生して來るものであつて、謂はゞ理解の仕方以外ならぬのである。吾人の觀察の目的に従つて何れかの見方を取るかと選定されるのである。
因果律なるものが對象其自體に内在する運動形式としてなく吾人の認識の論理的形式として解釋すべきこと、即ちそれが一つの悟性概念たることは嘗て余の説明した通りである。(註一一)

註一一 拙稿、經濟政策學の可能性 三田學會雜誌第二十九卷四號參照。
此場合目的論的觀察の無意義を主張する議論が一つ考へられる。それは謂はゞ目的論上の宿命觀とも稱すべきもので、人間の行爲の合目的性をば機械的に凡て因果律に當て依りて仕舞ふ見方である。機械的唯物論は此種の見方の代表的なものである。之に由れば將來の目的を自指す人間のあらゆる行爲は總て過去の原因に押されて必然的に

發生して來るものであると見るのである。かう考へるならば吾人は唯人間の過去の歴史を研究し、又之のみを研究することに由つて人間の將來の運命の必然性を證明し得ることに爲る。一方、人間の行爲を如何に指導すべきかといふ目的論的研究は、全く不必要、否な無意義に爲る。何となれば人間が或行爲を實行しやうと決心するのも將た又實行しまいと決心するのも、自己の自由意思に従つて爲されるのでなく、或る外部的の原因の結果として必然的にさう爲るのだからである。斯様な見方が結局其自身矛盾に落入り、現實的に全く無力である次第は曩に擧げた筆者の論文の中で述べた通りである。宿命論と頗る類似し、然かも其自身は之と混同されることを最も嫌ふ所の所謂史的唯物論も亦、吾人の見る所に據れば結局、根本に於て人間の意思の自由を否定する宿命論と其軌を一にし、其限りに於て、論理的に押し進めて行くならば、矛盾と行動に對する無力を曝露するに至るものである。之に就ても吾人は前記論文に於て研究して置いたから、又此處に再論する必要は認められぬであらう。唯序に數言費すことを許されるならば、史的唯物論は多數の中の一箇の見方としての存在價值を大に重要視さるべきものである。經驗的現象を因果的に説明する場合の見方の一つとして、其經濟的又は物質的因果關係を抽出する所に此觀察法の特徴が存するのである。換言すれば歴史的现象の説明に當つて其經濟的原因を指摘することは爾餘多數の見方の中の一つとして飽くまで一面的觀察であり、決して之に依つて原因の一切又は根本的なものを抽出したとは言ひ難いのである。斯様に解釋することは唯物論者自身の解釋して居る史的唯物論とは異なるかも知れないが、併し吾人の見る所を以てすれば、斯く解釋する場合にのみ之を排斥するとは反對に、大に尊重せねばならぬ意義が認められるのである。即ち歴史の經濟的解釋といふことは確に一面的解釋には相違ないが、併し此一面性は經驗的社會現象を科學的に認識する場合に常に必ず従はねばならぬ原則の一箇特殊の場合に過ぎないのである。蓋し、曩に述べた通り吾

人は社會現象を觀察する場合には常に吾人の認識の目的に従つて或特定の見地を選び、此一面の見地から觀察することを論理的に要請されるからである。此論理を明にしたのは實にマックス・ウェーバーであつて、其の偉大なる功績は既に衆知の事柄であらう。

以上に於て吾々は目的論的觀察の存在する理由と其必要とを明に爲し得たと思ふ。

次に來たる可き問題は何か。

それは目的論的觀察に依る科學は如何なる形式の下に成立するかといふことである。其れの科學として成立する基礎構造を明にすることが次の問題である。之は同時に目的論的認識と因果論的認識との間の關係を説明することにもなるであらう。此兩者の關係を明にすることは、換言すれば理論と政策との關係如何の問題を取扱ふことに爲り、之に依つて吾人は、經濟政策原理の根底を明示することが出来るであらう。

二、價值判斷の論理的性質

既に述べた様に目的論的觀察に在つては、何を爲すべきかが問題となる。何を爲すべきかの價值判斷を下す爲には其根底に一つの目的が確立されて居らねばならぬ。此目的を指導標準として吾人は政策を樹立し人間の行爲を指導し經濟現象に是非の判斷を下すことが出来る。

此目的は如何にして決定されるか問題である。從來の學說史上に照して見るならば、此目的は、經濟的目的に關する限りに於ては理論經濟學から導出された傾がある。換言すれば經濟現象の因果的觀察からして經濟政策的要請が演繹されたのである。英國に主流を爲す古典學派と獨逸に根柢を置く歴史學派又は倫理學派は其代表的なものである。彼等は現象の原因と其結果を明にすることが直に或行爲を爲すべきか爲すべからざるかの理由と爲すこと

を得ると考へたり又は因果的説明は同時に倫理的價值判斷を伴はねばならぬと考へたのである。例へば一國の貿易を自由に放任する場合と保護干渉を之に加へる場合とのそれらの結果を因果的に明瞭ならしめた場合に於ては、爲政者は直ちに自由貿易政策と保護貿易政策の何れを採用すべきかを決定することが出来ると考へたのである。古典學派に屬する人々は自由主義を主張し、歴史學派の人々は保護主義又は兩者を併せて主張した。

吾人の見る所に據れば、斯くの如く政策の取舍選擇を現象の因果的觀察から直接に導き出す事は不可能と思はれる。自由貿易が國內産業の世界的發展を促進するとか人間の獨立心を鼓舞し、延いて産業の繁榮を齎らすといふ結果を生むこと、保護主義が國內の幼稚産業の成長に効果を持つとか國民の勞働保護に役立つといふ結果があるなどは之を論理的に推論し得るかも知れないが、さればと言つて、之の何れか採用を決定する場合には、吾人は必ず何等かの指導目標を考へて居るのである。即ち人間の獨立心を旺盛にすべしとか國民勞働の保護を計るべしとか産業の發達を促すべしとかといふのが其目標である。因果的觀察に於ては縦令ひ斯る目的が存在することは認識し得ても、之を是認し、之を達成せしむる理由は決して之を立證し得ない。何故に國民勞働を保護すべきであるか、何故に獨立心を鼓舞せねばならぬのであるかといふことの究極の目的は經驗的因果觀察からは生れて來ない。或二つの目的が他の或目的の爲に要求されるといふことはあらう、而して此間の關係は之を因果的に説明し得るであらう。之に依つて初めの目的の存立の根據は明に爲るに相違ない。併しそれでは第二の目的の存立根據は如何、それは第三の目的に據つて、第三のものは又第四に據つてといふ具合に其主張される根據は説明されるであらうが、結局吾人は究極の目的の確立の爲には其自身の中に其存在理由を發見せざるを得ない状態に立入るであらう。此處に立到つて尙ほ因果的觀察を以て其根據を明にすることは全く不可能となる。蓋しより上位に立つ目的を想定し得ないの

であるから原因と結果又は目的と手段の關係に之を當彼めることが出来ないからである。

然るに政策原理に於ては此根本的なる目的の確立が必要である。之は如何にして可能であるか。此間に答へる前に、因果的觀察が目的論的觀察に、即ち理論が政策に何の程度まで貢獻するかを明瞭にして置かう。

政策に在つては兎に角或具體的目的を定めて之を實現しやうとするのが本來の使命であるから、其爲には何等かの手段を選定する必要がある。其場合、此れ／＼の手段は斯く／＼の効果を生むといふことを知る必要がある。即ち手段と目的の關係を明に知つて置かねばならぬ。之を知つて置けば與へられたる目的に對して如何なる手段を探る可きか、如何なる政策を採用すべきかの判斷を下すことが出来る。此判斷は、既に與へられたる目的を承認し其目的の上に立つて批判を下すといふ意味で内在的批判といふことが出来るであらう。(註一二)或は又それは、一つの手段が如何なる結果を生むか、若しくは一つの目的の達成の爲に何んな手段が必要かといふ純粹に技術的な判斷であるといふ意味で技術的價值判斷と之を呼ぶことも出来るであらう。(註一三)

註一二 Herbert Schack: Agrarpolitik als Wissenschaft, im Jahrbuch für Nationalökonomie, III Folge 66 Bd. 1923, S. 548-550. 參照。

註一三 A. Hesse: Die Werturteile im der Nationalökonomie S. 150-153. 參照。

此技術的判斷乃至は内在的判斷は因果關係として之を見る事が出来る。即ち目的として考へられる結果の原因を尋ね、手段として選定されたる原因の結果を探ることに依り如何なる手段を選ぶべきかの判斷が下し得られるであらう。故に斯くの如き判斷に於ては、理論的研究の產物は直ちに政策の爲に應用し得られるのであり、目的論的認識は理論的認識を基礎としてのみ其政策を立てることが出来るのである。斯様な判斷に於ては從つて何等の主觀

的要素の介入すること無く、一つの普遍妥當性を備へた認識である。經驗科學的認識に於ける主觀的意思の介入を極端に排斥するマックス・ウェーバーの左の如き説は上述の次第を一層明瞭にするであらう。即ち曰く

「科學的觀察は先づ第一に必ず、一定目的に對する手段の適否の問題に接近し得るものである。吾人は（其時々）の吾人の知識の範圍内に於て）如何なる手段が、或與へられたる目的を實現するに適當であるか若しくは不適當であるかを妥當的に確立することが出来るからして、之に依つて吾人は利用し得べき一定手段を以て一定目的を達成する機會を評價することが出来る、又同時に、間接に、目的設定其自體をば、其時々歴史的情勢を基礎として、一定の事情の下に於て果して實際に意義有りや無きやを批判することが出来る。更に又若し與へられたる目的成就の可能性が既に定つて居ると思はれるならば、吾人は、當然其時々知識の範圍内に於て、必要なる手段の適用に依つて、目指せる當の目的成就の外に、社會現象の一般的相互關係の結果として生ずるであらうと思はれる結果をも亦確立することが出来る。然りとすれば吾人は行爲當事者に對し、其行爲の結果の望ましきものと望ましからざるものを比較評價する可能性を提示し、且つ又同時に「望ましき目的の達成は恐らく生ずべき爾餘の價値の侵害の形に於いて幾何の犠牲を要するか」の間に對する答を示すことが出来る。殆どあらゆる場合に於て、成就せる目的は何れも皆此意味に於て何か費用が掛つて居るのであるから、責任を以て行動する人間の反省が行爲の目的及び結果相互間の考量を無視することは有り得るものでなく、又斯る考量を可能ならしむることこそ、……技術的批判の最も本質的の任務があるのである」（註一四）と。

註一四、M. Weber: Die "Objektivität" S. 149-150.

目的と手段との間の關係は正に斯くの如くである。然らば目的相互間の關係は如何。

曩に暗示して置いた様に、或一つの目的は他の目的を達成する爲に樹立されたものであることがある。例へば労働者の生活標準向上といふ目的を實現する爲に、工場法を制定するとか労働者の團結を計るとか其他種々の手段が考へられる。此等の手段を採用する其種々な結果を吟味し、何れの手段が其目的に最も能く適ふかを明にするのは之は上に述べ来たつた所の技術的判斷に屬する。吾人は此際生活標準の向上といふ目的が、更に他の目的例へば労働者の生産力の増大といふ目的の爲に企てられて居ることを知るかも知れぬ。此場合は即ち目的と目的との間に關係がある譯で、最初の目的は第二の目的に適するか如何かを吟味されることに爲るであらう。最初の目的は第二の目的に對する手段として之を見ることが出来るであらうからして、其關係は目的手段の範疇に之を置くことが出来る、此意味に於て之は矢張り一種の技術的價値判斷であり内在的判斷と呼ぶことが出来るであらう。而して目的と目的との間には嚴密に論理的連絡が無ければならぬといふ意味からアルベルト・ヘッセは之に論理的價値判斷といふ名稱を與へて居る。（註一五）

註一五、Hees: 前掲書一八三頁参照。

ヘッセの所謂る技術的價値判斷も將た又論理的價値判斷も共に因果的觀察の支配下に在るもので、此限りに於て目的論的認識は飽くまでも理論的認識の助けを藉りねばならぬ。一つの經濟上の目的を達成する爲に自由貿易政策を取る可きか保護貿易政策に據るべきかを定める爲には自由主義、干渉主義それ々が如何なる結果を齎らすかといふこと、更に又之を實現する手段が爾餘の如何なる結果を齎らすかといふことを究明せねばならぬ。此究明の任務は實に理論の因果的觀察に在ると言つてよい。此原因結果の事情を明にしたる後に於て然らば何れを採用すべきかといふ問題に爲ると、理論的認識は一言の主張をも加へることは出来ない。斷定を下すものは當の達成すべき目的

に在るのである。然るに究極の目的は現象の因果的觀察の及ぶ範圍の外に在るものであつて、従つて具體的目的たる限り客觀的必然性を備へる資格を缺くのである。技術的判斷又は論理的判斷は、シヤックの所謂内在的批判であり、其目的を與へられて居る以上普遍妥當性を有すべき資格がある。此經驗の外に立ち、具體的目的の上に位する、究極目的は之を如何に定むべきか吾人に殘された最後の問題である。

此究極目的をばヘッセは道德的價值判斷と呼ぶ。「あらゆる道德的評價は經驗の領域を超へて理念の國へ入り込む」(註一六)と言ひ、又

「經驗的判斷に相應する様な價值判斷の客觀性は全く不可能である。何となれば兩者は其内容に於て等しいものでなく、一方は外部的感覺的な觀察材料に依據し、吾人の感覺を觸發する所の對象に依つて起されるに對し、他の一つは、主として且つ又比較にならぬ程の程度に於て非經驗的材料を使用し、結局は證明も反駁も爲し得ない世界觀の要素に依存するものであるからである」(註一七)と記して居る。

註一六、Hesse, 同書一八三頁。

註一七、同、一九七頁。

シヤックは經驗を超越する究極の判斷をば義の内在的判斷に對して超越的批判と呼んで居る。即ち曰く

「内在的批判は疑ひもなく科學的に可能であるが、併し與へられたる價值尺度其自體の客觀的判斷が可能であるか何うかは別箇の問題である。斯くの如き批判は與へられたる事實關係を超え、其標準は事實關係の外に之を求めねばならぬのであるから、余は斯かる批判を超越的批判と呼ぶ。」(註一八)又曰く

「超越的批判の可能性の問題は結局超越的目的設定の可能性如何の問題に歸着する」(註一九)と。

註一八、Schöck, 同書五五〇頁。

註一九、同、五五二頁。

三、目的の主觀性

由是觀之目的論的科學に於て、其技術的判斷と論理的判斷との爲には、因果論的科學が必要欠く可からざる次第であることが明にされた。目的論的科學は此限りに於て因果的觀察から得た認識に依つてのみ是非の判斷を下すことが出来るのである。吾人に殘された次の問題即ち超越的目的の設定に就てはどうであらうか。經驗的知識は用を爲さぬであらうか。用を爲さぬとすれば一體かゝる目的の設定は何に據つてなされるのであらうか。全く目的設定者其人の恣意に依存するものであらうか。

此疑問に對する解答は前述の議論の様には學者の間に一致を見て居らぬ。或物は全く恣意に依存すると言ひ(マックス・ウェーバー、嘗てのソムバルト等)又或る者は經濟上の究極目的の上に更に倫理的、社會的目的を設定し(シヤック、トルツマン、シヤパン、ヘッセ等)又或る者は經驗に依據しつゝ、經濟生活上の目的と想定せられるものを當爲の根本基準に据付けやうとして居る。(フィリップ・ボイツ、ヴィルブラント、シヤック、ラングラー等)(註二〇)

註二〇、ウェーバーは例の論文「Objektivität」に於てソムバルトは嚴に擧げた Schriften des Vereins für Sozialpolitik Bd. 132 に於て「シヤック、トルツマン、シヤパン」(Solzmann)は其著「Zweck im der Volkswirtschaft」中「シヤック」(Spann)は「Fundament der Volkswirtschaftslehre」に於て「シヤック」は既掲の論文の外に其著書「Grundriss der politischen Ökonomie」中「シヤック」(Philippovich)は「Grundriss der politischen Ökonomie」の第二卷「シヤック」(Willbrand)は「Das

Problem der Volkswirtschaftspolitik" 又は "Der Volkswirt als Berater" シヤンクは前掲論文の外に著書 "Volkswirtschaftspolitik" (マンダーは "Rationale Grundlage der Wirtschaftspolitik" に於て其説を明にし居る。

抑、此究極目的なるものは認識論上の要求よりして當然考へざるべからざる概念として、設定せられたるものである。換言すれば經濟政策なり社會政策なり兎に角人間の意識的努力を承認し、且つ其歸趣を認識せんとする以上論理的に設定せざるべからざる所の先驗的形式なのである。従つてそれは謂はゞ一つの論理上の極限概念であり、具體的には無内容であり、何等經驗的事實に依つて制約せらるべき性質のものであつてはならない。

然かも吾々の經濟生活は此無内容無制約の究極目的をば具體的に實現しようとして居るものと見なければならぬ。而して經濟政策とは經濟的究極目的又は價值哲學の用語を用ふるならば經濟的文化價值なる「形式、規範の實現の過程に或特定の方向を與へ、或特定の結果を生ぜしめんとする要求に對應する意識的努力」(註二)を指して謂ふものである。従つて經濟的政策の最後の歸著點ともいふべきものは已に故左右田博士の説く通り此「規範實現の内容が客觀的普遍的妥當性を有すべしと又有する所である」

註二、左右田全集第一卷經濟政策の歸趣、三四九頁。

併しながら論理的に必要欠く可からざる普遍妥當なる經濟政策の根本規範は經驗的實在としては全く認識不可能である。之は既にマックス・ウェーバーの説いた通りであつて、吾人が具體的目的として設定するものは總て主觀的であり相對的である。認識は正に經驗と共に始るのであつて、超經驗的なる要請を實在として認識することは全く不可能と言はねばならぬ。

左右田博士の尋ねる "ein Sein des Sollens" の如き一種の實在は全く吾人の認識能力の彼岸にあるものである。

然らば我々の取る可き途は何處に在るであらうか。經濟政策に客觀的なる根本規範を與へることが不可能なる故を以て政策的科學の存在を全く無意義なものとして棄て去らねばならぬであらうか。

否な、吾々の認識欲求と生活目的とは一概に之を放棄することを許さぬ。吾々は目的の相對性を止むを得ざるものとして承認しつゝ、尙ほ且つ可及的普遍性客觀性を具有すると考へられる究極目的を確立せねばならぬ。吾々の生活が常に價值實現の過程に在る以上、其價值は一定の歴史的時代に於て一定の歴史的、地理的形式の衣を纏つて其姿を現して居るものと考へることが出来るであらう。吾々は其姿を認識しその實現に向つて努力すべきであらう。問題は如何にして其具體的に現れたる究極目的を認識し且つ之を以て行爲の最高基準と爲すやにある。

人間の目的生活の究極に潛む現實の根本目的が何であるかを科學的に、即ちマックス・ウェーバーに依れば普遍妥當的に論證し得ることはウェーバー自身も亦承認する所である。即ち曰く

「併しながら價值判斷の科學的研究は、更に尙ほ欲求せられたる諸目的及び其目的の根底に横たはる理想をば唯、單に理解し且つ經驗せしめ得る許りでなく、猶ほ又就中之を批判的に「判斷する」ことを教へることが出来る。此批判は勿論辨證法的性質を持つに過ぎない。換言すれば、それは、歴史的に與へられたる價值判斷及び理念の中に表はれる諸材料の形式論理的判斷、即ち理念をば欲求せられたるもの、内的論理的統一性の要請に従つて吟味することに過ぎない。此批判は、それが此目的を自ら規定するが故にこそ、欲求者を助けて以て、其欲求の内容の根底に横たはる最後の公理、即ち欲求者が無意識的に出發し又は——徹底的に言へば——出發せねばならぬ所の最後の價值規準を反省せしめ得るのである。此最後の規準は自ら具體的價值判斷の中に表現せられるものであるが之を意識せしむることは正に、批判が思辨の領域に立入ること無しに果し得る最後のものである。判斷を行ふ主

體が此最後の規準を認むべきや否やは主體の個人的事項であり、其者の欲求や良心の問題であり經驗的知識の問題ではない。(註二二)

註二二 Weber: 同書一五一頁。

故に吾人の果すべき任務は如何なる論理的意味のもとに斯る目的を行爲の規範となし得るかといふことの説明である。

究極目的の決定が經驗的科學の範圍外に在る以上それは結局個人的恣意の産物である故を以て之を科學の對象たり得ぬとする考へに答へやう。

吾々の見る所を以てすれば、人間の目的生活に於ける理想は勿論人に依つて相違はあるが大體に於て、或時代を取つて見れば共通して居ると思ふ。而して人間は總て其目的の實現に向つて努力して居るのであるから、此日常生活に照して認識し得る最高共通の目的があるとすれば、之を以て究極目的と爲し、此目的に従つて一切の政策的の價值判斷を行ふことを許されてもよいと考へる。斯かゝる究極目的は結局經驗的事實から觀察する外はない。従つて之を最高基準と爲すことは一種の獨斷であると謂はれるかも知れぬ。同時に又それは生活狀態と共に變化せぬとも限らぬといふ意味で浮動的な標準であり、永久の確固たる政策基準たる資格を欠くと言はれるかも知れぬ。

斯様な非難は蓋し論理的に言へば當然である。併し翻つて考へるに之は、他に致し方ない止むを得ざる方法である。吾人の生活目的が一定不變であることが證明せられぬ限り避けることの出来ぬ結果である。吾人の知識が個人の主觀的空想の支配下に落入らぬ範圍内に於て目的を樹立せんとする限り、吾人は現實の行爲から推知し得る最後の目的を以て満足せねばならぬ。此目的が若し生活の變化と共に變動するならば、吾人は此變化を觀察し以て其

政策基準を變へねばならぬであらう。之と共に規範的科學の内容即ち其價值判斷は(超越的批判)勿論、内在的批判も共に總て皆異つて來るに相違ない。故に價值判斷は常に相對的であり、絶對的たることを得ないものである。併し目的其物はさう頻繁に變化するものではなく、或程度の恒常性を有して居ると思ふ。何となれば吾人の生活狀態そのものが日々年々と著しく變化する如きものではなく、其進歩は漸進的であるからである。又一時代を取つて見れば同様程度の文化生活を享樂して居る各國民の目的は頗る相類似して居ることを觀察し得るからである。此意味に於て、即ち其價值判斷が必ずしも個人的空想に支配されるものではないといふ意味に於て、目的論的科學は、具體的に或程度の普遍性を備へることが出來、其斷定は人間に對して規範的命令たる資格を持ち得るであらう。

アルベルト・ヘッセが究極目的に對して道徳的價值判斷といふ名稱を與へたことは既述の通りであるが、之の妥當性に就て次の如く述べて居る。

「斯くして道徳的評價は一般的重要性を全く滅失せぬであらうか。各種人格の相違の増大に道徳的價値の分岐も關聯し、之が爲に一切の統一、一切の共通尺度は失はれ、道徳的判斷は之を下せる者以外に及ばざるに至るのではないであらうか。斯様なことは無い。同じ條件の下に生活する人間の間在つては統一的な意識圈が形成され、個々の見解のあらゆる相違にも拘らず共通な根本の見解が自ら生じ、之よりして此處に内容の等しい價值判斷と確固たる價値尺度が発生するものである。相等しいか又は相類似せる人間に在つては、相等しい現實的環境の下に於ては、經驗的知識の發生と同様な必然性を以て、相等しい倫理的見解が発生する。文化人の道徳的見解の究極の見地は個々の相違にも拘らず相一致し、彼等の宗教や道徳制度は同一の特徴を示すものである次第は明である。(註二三)

註三三、E. 同書一九八頁。

ヘッセは、シュモラー、シュトルツマン、ヴァント及びシュタムラー等の典據を擧げて此見解を説明して居る。吾人も亦此論理に賛成するものであるが、唯彼が道德的判斷をば經濟現象の價值判斷の最高標準として据付けた點に就ては賛意を表しかねる。

惟ふに吾人が人間の經濟生活を其研究對象として理論經濟學原理なり、經濟政策原理なりを確立せんとするならば、其研究範圍は飽くまでも「經濟」に限られねばならぬ。此範圍外に逸脱すること、換言すれば「經濟」的觀察以外の觀察を經濟現象に施すことは一個の科學の純粹を汚すものであり認識方法上の大な誤謬と言はねばならぬ。曩に述べた様に認識對象の論理的規定は價值關係的でなければならぬ。換言すれば或一つの文化價值に關係せしめられたる對象のみが其科學の認識對象となるのであり其爲に論理的純粹が得られるのである。經濟學に就ていふならば經濟の意義を表示する所の價值理念を選定し、此理念の眼鏡に映る對象のみが經濟學の認識對象として論理的に統一せられ、斯くして經濟學が成立するのである。屢々通俗的に考へられて居る様に、人間の社會生活の中に經濟現象とか、法律現象とか政治現象とか或は又物理現象、化學現象等が別々にあるのではない。一つの行爲、一つの現象は其自身に於ては法律でも經濟でも物理でも化學でも何でも無い。唯々一つの存在である。唯々吾人が之を見る眼の持ち方如何に従つて或は經濟的或は法律的或は物理的の現象と言はれるに至るのである。一片の礫石は、其交換價值を問題にせられる時は經濟學の對象となり、其所有關係を尋ねられる時は法律學の對象となり、其硬度を調べられる時は博物學の對象と爲るであらう。又酸に對する反應如何を驗せられるならば化學の對象となるであらう。即ち或現象が經濟的とか法律的とか言はれるのは全く見地よりする區別に過ぎぬのであつて、現象其物に客

觀的に斯様な性質が備はつて居るのではないのである。正にウェーバーの指摘する通り一つの出來事の「社會經濟的」現象としての性質は社會經濟的現象として「客觀的に」其自體に附著する所のものではない。それは寧ろ、吾人が當該現象に對して個々の場合に認める所の特定の文化價值よりして其性質が如何にして生ずるかといふ吾人の認識關心の方向に依つて條件付けられるのである。(註二四)而して或現象は特定文化價值より見て根本的に之に依據することがあり又或現象は其文化價值との關係の極めて稀薄な場合がある。此點に着目してウェーバーは一科學例へば經濟學の認識對象をば、經濟的現象——例へば銀行や取引所の生活の如く此見地の下に於てのみ根本的に關心を持ち得るもの——及び經濟關係的現象——例へば宗教生活の如く根本的には其經濟的價值の故を以て關心を持ち得ないが、事情に依つては此見地の下に關係して來るもの——及び經濟的に條件づけられたる現象——例へば一時代の藝術家的嗜好の如く、其經濟的影響が吾人に取つて殆ど全く重要でなく寧ろ他よりの經濟的影響の支配下にあるが如きもの——の三種に區別して居るが之は確に二理あることと思はれる。(註二五)

註二四、Max Weber, 前掲書一六一頁。

註二五、同、一六二頁參照。

斯様な次第であつて見れば、經濟的價值判斷の中へ道德的價值判斷を採り入れることが重大なる認識論的誤謬を犯すものであることは明であらう。ウェーバーの所説は實證的科學に關するものであるが、規範的科學に於ても同じ事が當然である。縱令ひ經濟現象に道德的判斷を下すことが日常現實に行はれて居るとしても、それが方法論的に是認せられる理由とは決してならぬ。經濟政策原理に於ては故に經濟的に見たる究極目的を設定し之を最高基準として價值判斷を行ねばならぬ。然らば經濟的規範と道德的規範との關係如何といふ疑問が起るもか知れないが、之は又

之で別箇の問題であり、經濟政策原理とは無關係である。唯之丈けのことは言ひ得る。即ち道德的目的が經濟的目的の上に立ち前者の判断は後者の判断を支配するといふが如き關係は一般的に想定し得られぬといふことである。少くとも論理的に斯様な上下關係を立證することは全く不可能である。蓋し經濟的判断といふのは經濟的に見たる人間の合目的生活の觀察であり、倫理的判断といふのは倫理的に見たる同じ對象の觀察である。兩者共に論理上は全く對等の立場にある究極目的に依存するものである。兩者の間に何等の論理的聯關もない。唯實際問題として兩者の目的が衝突し何れに依つて判断を下すべきかといふ事情が発生することはあらう。此場合に或人は前者に依り或人は後者に依つて断定を爲すであらう。其何れを取るべきかの問題は謂はゞ世界觀學とも稱すべきものゝ研究範圍であり經濟政策原理には無關係である。例へば勞働者の生活上の政策が經濟政策の立場からは排斥せられることがあつても、道德的に推稱されるかも知れない。此場合爲政者が何れの立場を取り何れの判断を採用すべきかは、經濟政策學上の原理よりも、將た又倫理學上の原理よりも強制する理由を發見し得ない。時には倫理的目的達成の爲に經濟行爲が營まれ、又時には其反對の場合があるであらう。斯様な際には、其個々の場合々々に就て動機の研究に依り決疑的に何れが上位かの宜告を下すことが出来るに相違ない。併し一般的な原則として何れを上に置くべきかは、吾人の經驗から頗る遠い理念の世界の問題であらう。

倫理的判断の優位を主張するシュトルツマンやシュンパンの如き人々の見解は斯くの如き、根本に於て論理的に證明不可能の世界觀に基礎を置くものである。シュトルツマンは社會をば一つの倫理的な目的體と考へ、社會自體が超個人的な一種の人格であつて其自ら獨立の意思を有し、社會に生活する各人は之に服従すべきだと主張する。シュンパンも亦社會が一個の意思を持つ構成體であつて個人は社會といふ全體の爲に奉仕するものと考へて居る。即ち各人は有機的なる全體の爲に役立つ一つの肢體としてのみ其意義を認められるのである。斯様な所説の根底を論理的に反駁することは全く不可能であり、吾人は唯々斯様な説から演繹されて來る結果と具體的現實との間の矛盾をば若しあれば指摘することに依つて僅に之を拒絶するのみである。結局問題の最後は何れがよりよく現實を説明し且つ之に適合するかに在るのである。

四、經濟政策の究極目的

さて吾々は漸く經濟上の究極目的の何たるかを明にすべき最後の階段に到達した。

經濟的に見た場合の人間の生活目的の究極は、一言を以て言表せば經濟的に見たる福祉、即ち經濟的福祉であると思ふ。經濟的とは何か、福祉とは何か、之に就て更に定義が必要であらう。

「經濟」の定義は、嚴密に分析すれば諸學者間に實に多種多様であつて、一般的な定説といふものを發見することが困難である。併し大體の着眼點は共通であると言つてよい。吾人はマックス・ウェーバーに倣つて次の如く之を解釋しやう。即ち

「吾人の肉體的存在並に吾人の最も理想的な欲望の満足は到る所に於て之が爲に必要な外的手段の量的局限と質的不足とに衝突し、従つて其満足の爲には計畫的な用意と勞働と自然に對する鬭争とそれから人間の社會化が必要であるといふことが即ち、可及的漠然と表現して、最も廣義に「社會經濟的」と稱する現象一切の結び付く根本的事實である。」(註二六)

註二六、M. Weber 前掲書一六一頁。

經濟政策の目的論的觀察

人間が其肉體的生存の爲に將た又最も理想的な欲望滿足の爲に外部的手段を支配せんとする目的を持つ所に經濟的目的が看取されるのである。福祉とは此目的が満足せられる状態を指して言ふものに外ならぬ。而して此目的の爲に同一社會に生活する人間は其中間的目的として、或は又之を達成する手段としてそれぞれ勝手な選擇を爲すであらう。銘々自身に取つて最も望ましいと考へられる中間目的や手段の選定は恐らく其社會内に於て利害の共同又は衝突を發生せしむるに相違ない。斯様な衝突に際して、何を判断の基準に置くべきかと言へば、それは其社會に共同生活を營む人間全體に取つて共通の經濟目的からして判断さるべきである。現代に於ては通例法律上の國家が社會の單位であるから、社會に共通の經濟的目的とは、一國民の全體の經濟的福祉に在ると言へるであらう。換言すれば國民經濟的福祉が國民經濟政策の原理の根本基準を爲すものである。之を形式上、超越的目的の位置に置いて一切の經濟政策的價值判断の基準と爲し、吾人の爲す各種目的は總て皆之に従つて其取舍選擇を斷定されることゝ爲る。

之が定まれば、各種目的間の上下の關係換言すれば目的——手段の關係は明白になる。而して斯る關係にある幾多の目的は、經驗の因果的觀察に依つて得たる法則的知識に依つて其因果關係を明確に指摘せられるであらう。ヘッセの所謂論理的價值判断は此判定に相當するものである。即ち詳言すれば或目的の設定が、其時の事情の下に於て、其時の吾人の知識の範圍内に於て、果して豫め設定せる上位の目的の實現に役立つか否か、其内に果して因果的聯關があるか否かは普遍的妥當性を以て説明することが出来るに相違ない。

而して今幾多の手段が一定目的の實現に役立つことが明にせられた時、何れの手段を選択すべきかといふ問題が起つて來るであらう。吾人は此場合論理的價值判断の場合と同じ様に、實證的知識を通じて、一手段の採用が其豫定目的の成就の外に如何なる影響を及ぼすか、換言すれば、他に幾何の犠牲を拂つて其目的を實現し得るかといふことを諸各手段それ々に就て客觀的に知ることが出来るであらう。客觀的に知り得たならば、其結果を比較し合つて一定の手段を選択するのはこれはヘッセの所謂技術的價值判断の領域に屬する。目的に對する手段の適否を判断する標準は、いふまでもなく、世間一般に經濟の本則として知られて居る所の技術的原則である。即ち可及的最少の犠牲を以て可及的最大の効果を收めるといふことである。此原則は往々誤解せられて、功利主義の原則とか又は、所謂「ホモ・エコノミカス」にのみ通用する原則である様に思はれて居ることがあるけれども、それは決して左様に局限された前提の下に立つものでなく、更に遙に一般的な妥當性を有するのである。蓋し一定の目的を達成する爲に可及的最少の勞苦を費すべきこと、一定の手段を以て可及的最大の效用を齎すべきことは、決して利己主義者や所謂經濟人のみに限つて要求する原則ではなく、合理的理性を以て事物を思惟し得る人ならば何人でも此原則に従つて行動せんとするに相違ないのである。(註二七)

註二七、經濟の本則又は經濟的原則の解釋は經濟學史上に於て古典學派と歴史學派との方法論争上の一重要項目であり、又經濟學の論理的規定の爲にも忽にすべからざる重大問題である。此原則を如何に解釋すべきかに就ては吾人は嘗て本誌二十六卷四號に評論したことがある。

吾人は以上に於て大體經濟政策的價值判断の論理的要綱を説明し終へた。唯一言注意を附加へて置かねばならぬことがある。といふのは外でもない。前述の説明に於て價值判断が、究極的なものより論理的並に技術的判斷へと恰も上下の順序に在り、階梯を異にするかの如き印象を興へて居るかも知れないが、それは唯論理の世界に於ける區別であつて、決して現實の問題としては別々の階段にあるものではないといふことである。吾人の思惟の

法則に従ふならば上記の判断は説明し來たれる如く確に三つの階段を爲して居る。併し現實の問題は常に同時に三つ或は二つの判断を必要とするかも知れぬのであつて、實際問題として或ものは技術的断判のみ、又或る他のものは論理的断判のみといふ様な範圍上の區別を設け得るものでは全くない。

經濟政策原理の形式的、論理的基礎は以上に於て之を確立して來たのであるが、吾人の次の課題は之を具體的、實際的問題に當後めることである。即ち經濟的福祉とは現代の社會に於て如何なる具體的内容を持つものであるか、如何にして之を測定するのであるかといふことが先づ第一に問題である。假に此福祉の範圍を國內に限るとして、國民共同の福祉とは實際に何を指すのかといふことは簡單に解答し難い問題である。更に之が實體を把握し、其測定方法が明瞭に爲つたとしても如何にして之を促進すべきかといふことも亦決して容易に解決し得る事柄ではない。其國其時に於ける周圍の事情や歴史的環境の考慮といふことは之を定める上に無視すべからざる要素であるに相違ない。

本論文の直接の目的は先づ經濟政策の論理的基礎の確立に在るのであつて、此等の具體的問題の解答は後日を期することにする。

輸入割當制度

岩 田 仞

目 次

- 第一節 輸入割當制度への必然性
- 第二節 輸入割當制度の形態的研究
- 第三節 輸入割當制度の貿易政策的意義
- 第四節 輸入割當制度の効果

世界經濟恐慌の激化に伴つて、輸入割當制度 (contingent, Kontingent, contingent, Quota system) は急速度を以て各國に普及し、貿易政策上の一つの重要な具體的手段となるに至つた。(註一)従つて貿易政策手段として顯はれたのは此處數年來の事に屬し、未だ用語上の不統一は免れない所である。併し輸入割當制度の本質に關する研究は後章に譲るとするも、輸入割當制度が從來の輸入干渉手段たる關稅制度と對比して、その國家統制の限度に於て一歩進んだものであり、輸入商品數量を直接的に統制する點に特色がある事は明白であらう。兩者の間には國家の貿易統制に關して量的差異以上に質的差異が見出される。輸入數量を制限する點よりすれば、關稅政策は價格現象を媒介として間接的に制限するに止まり、その効果も亦間接的である。然るに輸入割當制度に依る輸入數量の制